

議案第 68 号

里庄町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部改正について

里庄町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 12 月 2 日提出

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

育児又は介護を行う職員の多様な働き方に対応するために、早出遅出制度を導入するにあたって、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

里庄町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

里庄町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（平成6年里庄町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項及び第4項中「この条」を「この条及び次条」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務）

第8条の2の2 任命権者は、次に掲げる職員が規則の定めるところにより、その子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。

（1） 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員

（2） 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であって、規則で定めるもの

2 前項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、規則の定めるところにより、その子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、早出遅出勤務に関する手続その他早出遅出勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を早出遅出勤務開始日とする改正後の里庄町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第8条の2の2の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。